

住宅局組織図

- ◆ **総務課**：局の所掌事務の総合調整などを担当しています。
(組織) (予算)
 - ◆ **民間事業支援調整室**：住宅金融支援機構、都市再生機構が行う業務に係る事務等を所掌しています。
(住宅金融支援機構) (都市再生機構)
- ◆ **住宅政策課**：住宅に関する政策の企画、立案、調整などを担当しています。
(住生活基本法) (住宅税制)
- ◆ **住宅総合整備課**：公営住宅等、公的賃貸住宅の供給に係る事務を所掌しています。
(災害公営住宅) (民間賃貸住宅)
 - ◆ **住環境整備室**：不良住宅の除却による居住環境の整備などに係る事務を所掌しています。
(空き家再生等推進事業)
- ◆ **安心居住推進課**：高齢者等が安心して居住するために必要な民間賃貸住宅の供給等の推進に係る事務を所掌しています。
(サービス付き高齢者向け住宅)、(民間賃貸住宅を中心とした住宅セーフティネット)
- ◆ **住宅生産課**：住宅の性能や品質の確保に関する事務等を所掌しています。
(住宅性能表示) (長期優良住宅)
 - ◆ **木造住宅振興室**：良質な木造住宅の整備の促進に関する事務等を所掌しています。
(木造住宅)
 - ◆ **住宅瑕疵担保対策室**：住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する事務等を所掌しています。
(住宅瑕疵担保責任)
 - ◆ **建築環境企画室**：住宅・建築物に関する省エネ化・低炭素化に関する事務等を所掌しています。
(省エネ法、エコまち法)

◆ **建築指導課**：建築基準法の総則・単体規定（構造・防火等）、建築士に関する事務等を所掌しています

— **建築業務監理室**：一級建築士の処分に関する事務等を所掌

— **建築安全調査室**：違反建築物の調査に関する事務等を所掌

— **昇降機等事故調査室**：昇降機その他建築物に関する事故調査等を所掌

— **建築物防災対策室**：耐震改修等の建築物の防災対策に関する事務を所掌

◆ **市街地建築課**：建築基準法の集団規定（容積率・建ぺい率等）、市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業の助成等に係る事務等を所掌しています

（市街地再開発事業等）（住宅市街地総合整備事業）

— **市街地住宅整備室**：住宅市街地の整備等に関する事務等を所掌しています。
（住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、都心共同住宅供給事業、まちなみ環境整備事業）

— **マンション政策室**：マンションの建替え及び管理に関する事務を所掌しています。